

## 吹田市第4次総合計画策定支援業務プロポーザル審査委員会設置要領

### (設置)

第1条 吹田市第4次総合計画策定支援業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その透明性・公平性を確保するため、吹田市第4次総合計画策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の策定
- (2) 提案書を審査するための審査基準及び審査方法の策定
- (3) 提案書の審査
- (4) その他必要と認める事項

### (構成)

第3条 委員会は、理事（総合計画担当）、行政経営部長、児童部長、健康医療部長、都市計画部長をもって構成する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、理事（総合計画担当）をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、行政経営部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

### (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要領は、平成28年4月6日から施行し、第1条に規定する策定支援業務に係る契約が締結された日の翌日限り、その効力を失う。